

議案第28号

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

富津埋立記念館は、富津沖の埋立事業により姿を変えてきた漁業の歴史を伝える施設であり、多くの方に当該歴史を身近に感じてもらいたく入館料を無料とするため、条例の一部を改正するものである。

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例（平成18年富津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項中「は、別表第2に掲げる入館料を納付しなければならない」を「に係る入館料は、無料とする」に改める。

第11条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「及び入館料」を削る。

第12条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「及び入館料」を削る。

別表第2を削る。

別表第1中「第10条第1項」を「第10条関係」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条の改正規定中「別表第1」を「別表」に改める。